

区 分	点数(点)	注 釈
K476-5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法 (一連として)	15,000	注1 フェージョンイメージングを用いて行った場合は、フェージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。 2 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニンググリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。 3 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。 留意点 (令和8年3月5日 保医発0305第6号) 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)は、術前診断においてStage 0 又はIAで、腫瘍径1.5センチメートル以下の乳腺悪性腫瘍の患者に対して、関係学会の定める指針を遵守して実施した場合に限り算定する。なお、ここでいう1.5センチメートルとは、ラジオ波による焼灼範囲ではなく、腫瘍の長径をいう。